

令和8年 富士見町 告示

第 90 号

富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係
る事務取扱要綱の一部を改正する要綱をここに
公布する。

令和8年8月12日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町告示第90号

富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱の一部を改正する要綱

富士見町国民健康保険特別療養費の支給等に係る事務取扱要綱(平成7年富士見町告示第175号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により、弁明書を提出する場合は、その事実を証する書類を併せて添付するものとする。

様式第1号別紙、第2号、第5号及び第7号を次のように改める。

様式第1号別紙

様式第 1 号別紙

国民健康保険特別療養費について

特別な理由がなく、国民健康保険料を 1 年以上滞納している場合、特別療養費の支給対象になります。
(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者を除きます。)
医療機関等で受診する際は、窓口にて医療費をいったん全額負担することになります。支払った医療費は後日、自己負担する部分を除いて滞納している国民健康保険料に充当させていただく場合があります。

【特別療養費の支給除外対象】

次の事情等に該当する場合、特別療養費の支給対象から除外されますので、様式第 2 号「特別の事情に関する届出」、様式第 3 号「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出」の提出が必要となります。

「施行令で定める特別の事情」（国民健康保険法施行令第 2 8 条の 6）について

次の理由により国民健康保険料の納付が困難である場合は、施行令で定める特別の事情に該当します。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

「原爆一般疾病医療費の支給等」について

原爆一般疾病医療費の支給等	確認できるもの（例）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給	被爆者健康手帳
児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項（同法第 24 条の 24 第 3 項において適用する場合を含む。）の障害児医療費の支給	医療受給者証
予防接種法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の医療費の支給	健康被害手帳
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給	自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院医療）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	入院措置書
麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院書
母子保健法第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	養育医療券
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給	救済に関する決定通知書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書
石綿による健康被害の救済に関する法律第 4 条第 1 項の医療費の支給	石綿健康被害医療手帳
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 4 条第 1 号の医療費の支給	健康被害手帳
特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第 12 条第 1 項の定期検査費、同法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費又は同法第 14 条第 1 項の世帯内感染防止医療費の支給	特定 B 型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給	特定医療費（指定難病）受給者証
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 3 条又は第 4 条の医療費の支給	診療報酬明細書等
国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項の規定による高額療養費の支給	特定疾病療養受療証
上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	各種手帳等

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

富士見町長 様

(世帯主) 住 所
氏 名

特別の事情に関する届出

下記の理由により、国民健康保険料の納付が困難なので届出します。

被保険者 記号・番号	
施行令に定める特別の事情 該当する 番号に○ 印をつけ て下さい	1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと 5 前各号に類する事由があったこと
(上記理由の具体的な内容)	

※ 火災証明書等の「特別の事情」の存在を証明する書類を添付してください。

※ この届出は滞納額の減免を行うためのものではありません。

様式第5号(第5条関係)

様式第 5 号(第 5 条関係)

弁 明 書

年 月 日

富士見町長 様

(世帯主) 住 所

氏 名

行政手続法第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり弁明します。

予定している不利益処分の内容	
弁明の内容	
添付した証拠書類	

※証拠書類を添付してください。(証拠書類の添付がない場合は、特別療養費を支給することになります。)

様式第7号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により、貴世帯については、次のとおり、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定により、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏 名	住 所	生年月日

2 特別療養費の支給開始日

年 月 日

<注意事項>

①特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。支払った医療費は後日、自己負担する部分を除いて滞納している国民健康保険料に充当させていただく場合があります。

②次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- ・滞納している国民健康保険料を納めたとき
- ・災害その他特別の事情が生じたとき

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に長野県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に富士見町を被告として(訴訟において町を代表する者は、町長となります。)提起することができます(なお、決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えをすることができます。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。